

金文通解

嬭加編鐘

笠川直樹

キーワード 東周金文 編鐘 隋仲嬭加 曾侯寶 楚

要約

二〇一九年五月に發掘された棗樹林墓地は、春秋中、晩期の曾國貴族墓地である。近年發掘された文峰塔墓地と同様義地崗墓群に屬する。棗樹林墓地發掘の五座の曾侯及びその夫人墓は、斜めになった墓道をもつ「甲」字形大型墓である。M168出土の銅鼎及び編鐘銘文には器主が曾侯寶であることが示されている。また、M169出土の銅缶及び編鐘銘文には器主名の嬭加が示されており、この兩座墓は並穴合葬墓である。M169出土の銅缶上の銘文には、「楚王媵隨仲嬭加」の記述が見られ、楚王は曾國を「隨」と稱しており、「曾隨の謎」問題は基本的に同一国名として解決したと言える。また、M169出土の編鐘銘文中の「余文王之孫」等の記述からは、曾國が文王の後裔であることが判り、曾侯與鐘の銘文「稷之玄孫」と對照させることができる。

器名 嬭加編鐘（湖北省文物考古研究所他「湖北隨州棗樹林墓地

二〇一九年發掘收穫」『江漢考古』二〇一九年第三期に依る。以下①「發

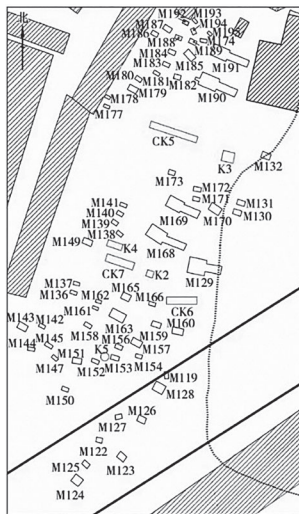
掘收穫」と略称する）嬭加の嬭は、春秋期の楚國の族姓である卅字と同じ。『集韻』母婢切をとって字音は「ピ」とする。

時代 春秋中期（『春秋左氏傳』に據って推し量れば、前五七〇年頃。）

出土 二〇一九年五月、隨州棗樹林墓地 M169 から出土した（圖①）、四組十九器の銘のある編鐘。棗樹林墓地の東南部には文峰塔墓地がある。M168、M169 は、傾斜のある帯状の墓道を持つ、甲字形大墓である（圖②）。M169 は、M168 の南に十一 m 離れた場所にある。墓地は東西向。墓室は六・四 m × 五・四 m の長方形。墓道を合わせた総長は十四・三 m。出土器物の銘文から、M168 の墓主は曾侯寶、M169 は夫人の嬭加とされている。またその北にある M191 の墓主は曾侯求、M190 は夫人の嬭漁とされている。ともに北から南に向けた墓地の配列は、夫人墓を北に、曾侯墓を中間に、付属の馬抗と車馬抗が南の両側に配置されている。大墓の外側には中、小型墓が放射線状に分布する。（①「發掘收穫」）



曾侯寶、夫人嬭加合葬墓 M168
下 M169 上『江漢考古』
二〇一九年第三期圖②



墓葬分布圖、『考古』二〇二〇年第七期 (圖①)

收藏 隨州市博物館

著錄

- ①湖北省文物考古研究所他「湖北隨州棗樹林墓地二〇一九年發掘收穫」『江漢考古』二〇一九年第三期。
- ②湖北省文物考古研究所他「湖北隨州市棗樹林春秋曾國貴族墓地」『考古』二〇二〇年第七期

◎考釋のあるもの

- ①郭長江他「嬭加編鐘銘文的初步釋讀」『江漢考古』二〇一九年第三期
- ②夏立秋「嬭加編鐘銘文補釋」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文二〇一九年八月
<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4453> [二〇二〇年二月二十八日閲覧。以下閲覧日は同じ]
- ③陳民鎮「嬭加編鐘銘文膳義」清華大學出土文獻研究與保護中心論文二〇一九年八月
<https://pan.baidu.com/s/1MxjPuN9WrcZ9relbeOUjMQ>
- ④陳民鎮「嬭加編鐘銘、禹之堵解」同右二〇一九年八月
https://pan.baidu.com/s/1cIXNimgvqYZR6E_kf4Msfw
- ⑤陳民鎮「說見於嬭加編鐘等銅器的一個代詞」同右二〇一九年八月
<https://pan.baidu.com/s/10y3iqjja37A09WRR2KXg>
- ⑥黃國偉、胡寧「嬭加編鐘」(文王之孫、穆之元子)補正(上海大

學歷史系上海寶山二〇〇四四二〇一九年八月十二日)

⑦小新「新見嬭加編鐘銘文補說」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文二〇一九年八月

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4454>

⑧吳冬明「嬭加編鐘銘文補釋並試論金文所見曾楚交往的政治辭令」

『江漢考古』二〇二〇年三期

⑨王寧「嬭加編鐘和清華簡《筮法》中的遊字」棗莊廣播電視台二〇二〇年五月十日

⑩陳斯鵬「曾楚周關係的新認識隨州棗樹林墓地 M169 出土編鐘銘文的初步研究」『出土文物』二〇二〇年專集

⑪郭長江等「曾公求編鐘銘文初步釋讀」『江漢考古』二〇二〇年一期

⑫李永康「春秋曾侯夫婦墓的認定與曾公求『至于桓庄』考」武漢市文物考古研究所・復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文二〇二〇年十二月二十三日。

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4735>

⑬張叔一「周代女子的姓氏制度」『史學集刊』一九九九年第二期

⑭黃庭頤「嬭加編鐘銘文寫作格式及書寫特徵研究」第三二屆中國文字學國際學術研討會議程及論文下載二〇二二年五月三日

⑮陳建新「讀衛侯之孫書鐘銘文小劄」吉林大學考古學院古籍研究所(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文鍊接,二〇二二年九月二五日) <http://www.fdgwz.org.cn/Web/Show/5819>

⑯謝明文「薛國故城所出圓鼎銘文小考」復旦大學出土文獻與古文字

研究中心二〇二二年十月二十九日

⑰郭理遠「嬭加編鐘銘文補釋」『中國文字』總第二期二〇一九年一月

著錄略稱

『集成』:中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』

中華書局,二〇〇七年

『新收』:鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』藝文印書館,

二〇〇六年

『銘圖』:吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』上海古籍出版社,

二〇一二年

『銘圖續』:吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』上海古籍

出版社,二〇一六年

器物

編鐘(鈕鐘)は四組あるが、うち第一組の編鐘四器は鐘體が最大の一組であって、形制は概ね同じ、大きさはわずかに異なる。鐘體の破損が二箇所あるが、銘文はほぼ完備しており、字數も最も多く、写真と摸本がある。ここでは第一組の編鐘四器の銘文を中心として釋讀を行う。總字數は二三三文字(重文四文字)である。鐘體の銘文の閱讀の順序は各器とも①鈕部↓②右鼓部↓③正鼓部↓④左鼓部の順となる。



表一 第一組編鐘尺寸 (單位：厘米)

| 編號 | M169:9 (图版一、二; 图一、二) | M169:12 (图版三、四; 图三、四) | M169:7 (图版五、六; 图五、六) | M169:10 (图版七、八; 图七、八) |
|----|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 舞修 | 23 | 23 | 22 | 20 |
| 甬長 | 32 | 32 | 30 | 27.5 |

銘文隸定

佳(唯) 王正月初吉乙亥、曰「白(伯) 昏(括) 受命、帥禹之堵(堵、有此南涖。余文王之孫、穆之元子、之邦于曾。余非敢乍(作) 醜(恥)、楚既爲代、虞(吾) 徠(逯) 匹之。夔(毖) 臧(壯) 我懋(猷)、大命母(毋) 改(改)」

余孽(勉)「小」子加嬭(嬭) 曰「烏(鳴) 虍(呼) 嚳(龔) 公暴(早) 陟、余芻(復) 其疆(疆) 畷(鄙、圖)、行(曾) 曾邦、台(以) 豸(豸) 我夏。余典册(卒) 厥(德) 德、毆民之抵(氏) 巨。攸(攸) 驩(驩) 駮(駮) 一(洋洋)、余爲夫。余滅(滅) 一(黽) 顛(勉) 下(舒) 犀(遲)、嚳(恭) 敗(畏) 儔公、及我大夫。嚳(嚳) 豫政、乍(作) 焉(台) 邦(象)

(家)

余(擇) 焉(我) 吉金、玄鏐黃鑄(鑪)、用自作宗彝(鑪、台) 樂好賓、嘉客、父姓(兄) 及我大夫。用孝用享、受福無疆(疆) 其平(侃) 休(淑) 孔(焯) 焯。大夫庶士、嬭(嬭) 齊(齊) 趨(趨) 趨、翼翼、醜(醜) 獻(歌) 趨(舞)、匿(宴) 喜(饌) 飲(飲) 飲(食)。易(賜) 我(歸) 黃耆、用受璋(介) 福。其萬年母(母) 改(改)、至于孫子、石(庶) 保用之。

9A 鈺：佳(唯) 王正月初吉乙亥、曰白



隸定：佳(唯) 王正月初吉乙亥、曰白

9A 右鼓：括受命、帥禹之堵、有此南涖、余文王之孫



隸定：括受命、帥禹之堵、有此南涖、余文王之孫

9A 正鼓：穆之元子、之邦



穆之元子 之邦

9A 左鼓：于曾。余非敢乍（作）醜（恥）、楚既爲代（代）、盧（吾）徠（迷）匹之。寔



于曾余非
敢乍醜恥
楚既爲代
盧吾徠匹
之寔

9B 鉦：臧（壯）我懋、大命母（毋）改（改）。余



臧壯我懋
大命毋改
改余

9B 右鼓：準小子加嫻（嫻）曰烏（鳴）虜（呼）弊（弊）公



準小子加嫻
曰烏虜弊
公

9B 正鼓：曩(早)陟、余夙(復)其



其 夙 余 陟 曩

9B 左鼓：疆(疆)曷(鄙·圖)、行水曾那、台(以)彗(我)夏



疆 曷 彗 夏
彗 彗 彗

12A 鉦：余典册阜(厥)德、毆民之



余 典 册 阜 德 毆 民 之

12A 右鼓：氐(氏)巨。攸攸(攸攸)驩(驩驩—洋洋)、余爲夫。余



夫 余 驩 巨 攸 攸

12A 正鼓：滅(滅—黽)顛(勉)下(舒)犀(遲)



12B 鉦：政、乍(作)奇(我)邦



12A 左鼓：擊(恭)敗(畏)儔公、及我大夫。𪚩𪚩(𪚩𪚩)豫



12B 右鼓象(家)余彘(擇)𪚩(我)吉金玄鏐黃



12B 正鼓：罇（鑪）、用自作宗



罇 止 自 用 罇

12B 左鼓：彝觶鐘、台（以）樂好賓、嘉客



彝 鐘 台 樂 好 賓 嘉 客

7A 鉦父甞（兄）及我



鉦 父 甞 兄 及 我

7A 右鼓：大夫。用孝用享、受福無



大 夫 用 孝 用 享 受 福 無



7A 左鼓：穌、休恚（淑）、孔甦（煌）。大夫







7A 正鼓：彊（疆）、羸（侃）其平








7B 右鼓：嬀 II（嬀嬀—齋齋）趨 [II]（趨—翼翼）、醕（醕）獻








7B 鉦：庶士




7B 正鼓：馨（歌）趨（舞）、匱



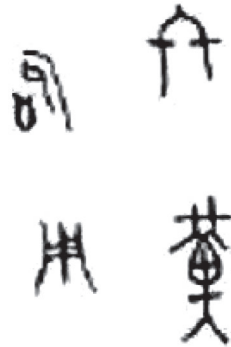
7B 左鼓：喜（饔）飲（飲）飮（食）。易（賜）



10A 鉦：我需



10A 右鼓：弁（終）黃耇、用



10A 正鼓：受璿（介）福



10A 左鼓：其萬年



10B 鉦：母（毋）改



10B 鉦：右鼓至于孫子



10B 左鼓：石（庶）保用之



釋文

佳王正月初吉乙亥、曰。白昏（括）受命

考えるに、曾侯𦣳鐘には「佳、王正月、吉日甲午。曾侯𦣳曰、白遁上啻（嫡）」（金文通解「曾侯𦣳鐘」『漢字学研究』五号拙稿参照）とある。伯遁は『史記』周本紀にみえる南宮括（南宮括に命じて鹿臺の財を散ぜしむ）を指す。その他の伝承文献によれば、『藝文類聚』卷十一に引く『帝王世紀』には、「南宮伯達」に作る。また清華簡《良臣》には「文王又（有）恣（閔）夭、又（有）乘（泰）𦣳（顛）、又東（散）宜生、又南宮适、又南宮夭、又邴（芮）白（伯）、又白适、又市（師）上（尚）父、又（有）虔（號）弔（叔）」とあって、南宮适と白适は別人となっている。

曾公𦣳編鐘（郭長江①等）「曾公𦣳編鐘銘文初步釋讀」『江漢考古』二〇二〇年一期）には「曾公𦣳は曰う。昔辟不顯なる高且に在っては、克く周の文武を迷匹す。淑々たる白旨（括）小心有徳。一（上）□に召事し、適襲（懷）多福。有周を左右す。…中略…以て其の皇且（祖）南公を享し、趣莊に至るまで、以て永命を祈む、眉壽無疆、永く保ち用って享せよ」（「曾公𦣳曰昔在辟不顯高且、克速匹周之文武。淑々白旨（括）小心有徳。召事一（上）□、適襲（懷）多福。左右有周。…中略…以享于其皇且（祖）南公、至于趣莊、以祈永命、眉壽無疆、永保用享」とあって、曾侯𦣳鐘にいう「白遁上啻（嫡）」の、白遁は高且と記されている。また、姫姓の諸侯として始めて曾に封建され實際

の統治に当たった曾侯罔の父は、皇且（祖）南公と呼ばれている。

隨州葉家山墓地出土青銅器銘文に見える名號から、師、曾侯諫、曾侯（名不明）までは、殷代以来の舊曾侯家であり、伯遁の時本領を安堵され初封されたのは曾侯諫。伯遁を繼いだ二代目南公の息子の罔が、姫姓の諸侯として始めて曾侯に封建され實際の統治に当たったと考えられる。

帥禹之堵、有此南涇

郭長江①は、

「帥は率、統率する意味」とする。「禹の堵」は、叔夷錡（『集成』二八五春秋晚期）に見え、『尚書』禹貢には「茫茫たる禹迹」とある。また、秦公簋では「禹迹」は九州の意味を持つ。「有此南涇」については、『詩経』召南・江有汜に「江有汜」とあり、『説文解字』に引く『詩経』は「江有涇」に作る。涇は汜と同じ。と指摘する。

陳民鎮④は、

『詩経』魯頌・閟宮の「下土を奄有し、禹の緒を續ぐ」（「奄有下土、續禹之緒」）を挙げ、緒を「功業の始め」とし、また帥を帥型即ち「循う」意味として、「帥禹之堵」を「禹の功業を繼承する」と解する。

考えるに、「禹の功業」は二義的には適合するが、ここでは従来通り第一義的な「禹の治めた地域」と解したい。「有此南涇」は安大簡『詩』

『安徽大学蔵戦國竹簡（一）』（安徽大學漢字發展與應用研究中心編。黃德寬、徐在國主編）もまた同じ。『説文解字注』に「此れ蓋し三家詩。下文に引く江有汜は、則ち毛詩也」とある。毛傳には「水の決して復た入るを汜と爲す」とある。

「有此南汜」は、曾侯與鐘にいう「颶（臨）有江瀕（夏）」とよく似た表現であると思われる。（王南公に謹（遣）命し、垸（洒）土に懲（祭）宅し、淮戸（夷）を君比（庇）す。「垸（洒）土に懲（祭）宅」して、「江瀕（夏）に颶（臨）むこと有らしむ」が、「有此南汜」と同様、江水にまでいたる廣い南土を言うことが判る。

余文王之孫、穆之元子

郭長江①は

「孫」は第一、三組編鐘では下に重文符號がある。第二、四組にはない。書式に照らして考えるならば、子孫、孫子、孫孫の三種の読みが可能である。この文では孫子と讀むのが妥當である。

とする。

陳民鎮③は、

「孫子」と讀む。此の句は「曾國は周の文王の後裔であることを謂う」とし、『詩經』大雅・文王に「文王孫子、本支百世」とあるという。

夏立秋②は、

「孫」は下の重文符號のあるなしに関わらず、皆な泛く後裔を指す。

「子孫」「孫子」は金文中に常見するが、春秋期の自述形式の青銅器銘文中には、邠公鞞父罍（『銘圖』一五八一五）のように、先祖名の後に「子孫」を用いる場合がある（余有融之子孫）。この鐘銘中の重文符號を帯びる「孫」も、當時の用法からみて「子孫」とするのが適しているようにみえる。

という。

考えるに、本器の末尾には、「至于孫子、石（庶）保用之」とあって、「孫子」と表記されている。

「穆の元子」を、「曾穆侯の長子」とするならば、曾大工尹季怡戈（『集成』一一三六五）の「穆侯の子、西宮の孫」と関連して考えねばならないが、曾穆侯が果たして曾侯寶の一代前の曾侯求に當るかどうかは詳ではない。

之邦于曾

郭長江①は、

「之」を「出」字の誤りとする。之の字は、第一、三、四組では「之」に作り、第二組は「出」に作るという。

「邦于曾」とは、曾の地に在って邦を建てること。曾は國名あるいは地名である。金文中に常見する「侯于某地」の記載は、克盃（『近出』九四二、西周早期）「克に命じて匱に侯たらしむ」宜侯矢簋（『集成』〇四三二〇西周早期）「宜に侯たれ」と同じく、「之」とは往くことであり、曾地に往き邦を建てること。ここでは更め

て「出」の字とすべきである。之、出の二字は形が近く、容易に寫し錯える。「出邦于曾」とは、周人の中心區域から離脱し、遠く千里の外の南沔の地の曾國に處つて建邦すること。同様の記載が麥尊に(『集成』六〇二五、西周早期)「王辟井(邢)侯に令じ坏を出で、井(邢)に侯たれ」(「王令辟井(邢)侯出坏、侯于井(邢)」)見える。

夏立秋②は、三組は均しく「之」に作り、誤字の可能性は少ない。郭長江①はすでに「之邦于曾」に對して「出でて曾に邦つくる」の解釋をつけているところからしても、強いて誤字とする必要はなく、「之」は義の近い異文と看るべきである。

余非敢作媿

郭長江①は、乍媿の乍を乍として、『論語』憲問「其言之不作、則爲之也難」を擧げ、「媿は鬼に従い、耳に従う。恥と讀む」とする。意味は羞慚とする。

夏立秋②は、「作俱」と讀むべきべきである。「媿」は鬼に従い、耳声(𦉳)。

讀みは同じく耳声の「俱」と合う。大徐本『說文解字』の「俱は飲也」を、小徐本は「次也」に作り、『爾雅』釋言には「俱、貳也」

とあって、「余非敢作俱」は「余非敢作貳」であり、「貳」は「二心を懷くこと」である。

と言ひ、『春秋左氏傳』文公十七年の「陳、蔡の楚に密邇するをもつて、而して敢て貳せざるは敵(我)邑の故なり」。(「以陳蔡之密邇於楚、而不敢貳焉、則敵邑之故也」)の例を擧げる。

郭理遠③は、『春秋左氏傳』哀公二年の「以集大事、無作三祖羞、襄公十八年の「其官臣偃實先後之、苟捷有功、無作神羞、官臣偃無敢復濟、唯爾有神裁之、沈玉而濟」、並びに戰國楚竹簡皇門十三簡の「母作祖考羞才(哉)」を擧げ、「詒羞(羞を遺す)」の意とする。

考えるに、『說文解字』卷十二・女部に、媿字があり、「慙也。从女鬼聲。媿、媿或从恥省」とある。媿は愧の異体字であつて、鬼聲である。郭長江①が「作耻(恥)」と讀むのは、「媿、慙也」に依る。これが妥當であらう。

楚既爲代、廬(吾)徠(速一仇)匹之

郭長江①は、「代」字を「忒」と讀み、「差錯を爲す」と訓む。「徠」字は未釋、「匹」は匹敵と訓む。

陳民鎮③は、

嬭加は楚王の娘であり、曾國は楚國の附庸と爲つているところからして、楚と忒を爲し、徠匹の訓みを「敵對する」とするのは、當時の曾楚關係とはまったく合わない。「徠匹」は「仇匹する」と讀むのが道理にかなつてゐる。賈連翔の説では「代」を改めて

「代」と読み、「代」に繼承の字義があり、「楚既爲代」とは、曾國が代々楚國の附庸と成っている事を指す。

という。

夏立秋②は、

代は「式」と讀むべきである。『詩經』・大雅・下武「成王之孚、下土之式。」の毛傳に「式、法也」とある。この句は「楚國はすでに模範を作成」したことをいう。

とする。

陳斯鵬⑩は、

楚國は、事實上の霸主となっており、周王の権力を南方で代行する。曾國がこれを輔佐するのは、合法的な政治に依拠するものであり、周に叛し貳してこれに附くのではない。

という。

考えるに、この一文は曾侯與鐘の「獻用燮諂楚」と同じ意味合いのもの。

『史記』楚世家によれば、楚武王が隨（曾）を攻め、後に盟を結んで、隨が周王室へ楚の尊號のとりなしをした前七〇四年以来、二世紀にわたって隨は楚と盟約を結んで恭順する立場をとっていたといえる。『春秋左氏傳』定公四年傳によると、呉の「漢陽の田は、君實に之を有す」という申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してきた、楚は實に存し、世々盟誓が有って、今に至るまで改めてはいない」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。具体的には、曾侯鐘（『銘圖續』一〇二五）に「荃左）右楚王。弗戡（討）是無（許）」

とあるもの。

「代」は『玉篇』（彳部第一百十九）には「與力切。行」とある。ただ「爲行」はやや意味が廣すぎる。

「獻」字は吾と通じ、一人稱として讀むのが通説である。中山王壺（『集成』九七三五戰國晚期）に「吾君」を「盧君」に作る。また樂書缶（『集成』一〇〇〇八春秋）に「盧以て眉壽を旂る」とある。（前掲拙稿）

「迷匹」は、單白吳生鐘（『集成』八二西周早期／銘文選二三三五）に「單白吳生曰。不顯なる皇且刺考、之（先）王を徠匹し、大令を爵董す、余小子肇舟（朕）皇且考の懿徳を帥井（型）し、用て保奠す」。また曾公暉編鐘に「曾公暉曰。昔辟不顯高且に在って、克く周之文武を迷匹す」とあって、輔弼する意に用いられている。

窳（宐）臧（臧）我懋（猷）

郭長江①は、「窳」を「密」字とし、安定と訓む、「臧」を「臧」と釋して、成功と訓む。

陳民鎮③は、

當該の句は、晉姜鼎（『集成』二八二六春秋早期）の「宜邇我猷」と對比できる。「窳」「邇」はみな「密」と讀み、安と訓むべきである。（筆者注『說文解字注』「按衛風。有斐君子。釋文云。韓詩作邇、美兒」）

「臧」は「臧」であって、『說文解字』卷三・臣部に「善也。从臣戕聲」

とある。

という。

晋姜鼎(『集成』二八二六春秋早期)

「佳王九月乙亥、晋姜は曰う。余は佳れ朕先姑を司(嗣)ぎて晋邦に君たり、余段て妄寧せず、明德を至離(雍)し、我猷を宜べ仰しみ、用て辟辟を豊(紹)匹(弼)し。毎しみて卒の光刺に揚え、度しみ象(弛)さず、京自を魯覃し、我萬民を辟む」(「佳王九月乙亥、晋姜曰。余佳(唯)司(嗣)朕先姑君晋邦、余不段妄(荒)寧、至(經)離(雍)明德、宜仰我猷、用豊(紹)匹(弼)辟(台)辟。每揚卒(厥)光刺(烈)、虔不象(弛)、魯覃京自(師)、辟(乂)我萬民」)。

夏立秋②は、

晋姜鼎銘文中の「仰」字は「愍」と読み、字義は「慎む」とすべきである。「宜」は偏ねく大義の有ることであり、「我謀劃は全ての面で慎密」という意味とすべきである。本銘の「窳」もまた「愍」とすべきである。「臧」字は東周の文字には習見し、多くは壯の字に用いられる、周王孫季紂戈(『銘圖』一七一五四)の「孔臧元武」などがそうである。

考えるに、『説文解字』には「宓」(卷七・宀部)「安なり。宀に从う必聲」とある。

『説文解字注』に、『この字は經典では密に作る。密が行はれて宓が廢れた。大雅「止旅(居住する人)乃ち密」の傳に曰う「密は安なり」と。正義に曰う「釋詁に曰う。密、康は靜なり。康は安なり。轉じて

以て相い訓む。是れ密を安となすを得る』とある。

臧字は周王孫季紂戈(『銘圖』一七一五四)〔義地崗出土〕に「孔(はな)はだ臧く元(おほ)いに武」とあり、虢季子白盤(『集成』一〇一七三、西周晚期)には「戎工に臧武」とある。『説文解字』卷三・臣部に「善也。从臣戕聲」とあってよくすること。

ここでは、窳(宓)臧は「安んじて良くす」と解するのが妥当であろう。

謀猷の猷字を「愍」に作るものには、王孫誥鐘(浙川下寺春秋楚墓。『銘圖』一五六〇六)「武于戎攻(功)、誨(謀)愍(猷)不飢(忒)」がある。

大命母(母)改(改)

考えるに、師克盥(『集成』四四六七西周晚期)は、文武の受命と創業に際しての臣下の猷身、臣下への遺命、その臣下の後裔への命の継承を、銘文に記している。

「王若くのごとく曰う。師克よ、不(丕)顯なる文武、大令を雁(膺)受して、四方を匍有したまえり。則ちこに佳れ乃の先且考周邦に(麗)庸あり、王身を害り、爪牙と乍(作)る」。王曰う「克よ、余佳(唯)乃先且(祖)考の克く臣として先王に矜するを逕ぎ、昔余既に女(汝)に令す。今余佳れ乃の令を離(申)章(就)し、女(汝)をして乃の且(祖)考を更がしめ、左右虎臣を翺嗣(司)せしむ」。

〔王若曰〕師克、不（丕）顯文武、雁（膺）受大命、匍（有）四方、則佳（唯）乃先且（祖）考又（有）震（庸）于周邦、干害王身、乍（作）爪牙。王曰「克、余佳（唯）丕乃先且（祖）考克（勳）臣先王、昔余既令女（汝）、今余佳（繼）申（亭）就（就）乃令、令女（汝）更（賡）乃且（祖）考、鞫（司）左右虎臣」。

この銘文に照らせば、ここに言う「天命」とは、周の文・武王が創業時に、臣下の助けもあって、國を興し、それに對して天より授けられたもの。曾侯家にもまた同様に代々受け継いできた「天命」がある。曾侯與鐘では、「周王から南公に遣命され、曾侯へと下されたもの」を天命とする。〔王南公に譴（遣）命し、垆（汭）土に懲（懲）宅し、淮尸（夷）を君比（庇）し、江瀕（夏）に颺（臨）むこと有らしむ〕。また、曾侯與鐘銘文中には「楚命」の語も見える。「楚命」の具体的内容は判然としないが、棚戈〔『新収』四六九、『浙川下寺』一八九頁〕に「新たに楚王に命せられ、天命を雁受す。俚用て不廷を變（おさ）む」とあって、楚王もまた王位を継ぐときには、新たに命せられ、天命を雁受して、不廷を變めるといふ。（前掲拙稿）

余準□子加嬭（嬭）曰

郭長江①は、

「余號小子加嬭曰」の「號（けき）」は、威嚴の貌。「小子」は加嬭の自稱。女性が小子と稱するのは珍しいが、其の後の一段は均しく加嬭の自述の辭である

とする。

夏立秋②は、

釋文中の「小」字は圖版では、その筆畫ではないように見える。またその他いくつかの編鐘銘文に「小」字があるものの、女性が「小子」と稱するのはわずかである。とはいえ孤例ではなく、晉公盞〔『銘圖』六二七四〕の銘文中で、晉公は女兒に對して「小子」と稱している。

「號」の字は、寧（寧）に作る。其の下部は「子」、上部の左邊は「水」の殘に似る、右旁は「免」である。分析すれば「从水、挽聲」、あるいは「从子、挽聲」となり、勉（勉）と讀むべきものではないか。此句の後の一段は、曾侯が加嬭を勵ます語。この段の話の内容から看れば、是れは曾侯夫人の語氣とはおもえない。この段の下文にある「我爲夫」の語から、この一段の主語は加嬭の夫曾侯である。銘文の全篇三段落の主語は一致してみな曾侯である。郭長江①は、「余爲夫」は「爲婦」の兩字を誤奪しているとして、第三、四組の銘文に據って補っているが、第一、二組の編鐘銘文は同じで、均しく「爲婦」の二字はなく、必ずしも奪字があるとはいえない。「我れ夫と爲り」は就ち曾侯寶の自稱、他の組の銘文の「我爲婦爲夫」の意味は、「婦と夫と爲り」となる。兩種の記述はともに通じるが、銘文中の加嬭を勉勵する話から、編鐘が新婚時代の製作であることが透けて見える。

という。考えるに、銘文冒頭の「曰。白昏（括）受命」の、主語が省略され

ているために、「余」に誰を當てるのか意見が分かれている。郭長江①は加嬭を、夏立秋②は曾侯を當っている。後文の解釋は異なるものの、筆者は「銘文の全篇三段落の主語は一致してみな曾侯である。」という夏立秋の説に従う。

吳冬明⑧は、第三、四組の銘文の「余爲婦爲夫」は、更めて主語が二人であることを説明しているのであり、事实上、金文中にある「丈夫及夫人」の共同声明であるという。

同様の共同声明の例として、以下の例を挙げている。

虛(さ)鐘(『集成』八九・泉屋六〇、西周中期)

「佳正月初吉丁亥、虛乍寶鐘、用追孝于己白(伯)、用享(享)大宗、用樂(樂)好芳(賓)、虛(獻)眾蔡姬永寶、用卽大宗」。

秦公鐘(『集成』二六二春秋早期)

「公及王姬曰。余小子、余夙夕虔敬朕(朕)祀、曰(以)受多福、克明又心、鑿(戾)𩇛胤士、咸畜左右、𩇛𩇛(藹藹)允義、𩇛(翼)受明德、曰(以)康奠糝(協)朕(朕)或(國)、盍(羨)百緜(蠻)」、「筆者注。同様の「及(並びに、同じく)」の例に、鄭登伯鼎(『集成』二六三五、西周晚期)の「鄭登伯及叔嬭作寶鼎」、邾子姜首盤(『中國出土青銅器』六・三〇〇)の「邾子姜首及邾公典作其盥盤」がある。」。

考えるに、

「余準□子」については、郭長江①が、「𩇛(𩇛)」と隸定する字は、^𩇛に作る。下部にあるのは「子」、上部の左邊は「水」旁に似る。右

旁は「免」である。「从水、𩇛聲」、あるいは「从子、𩇛聲」となるが、「𩇛」(『說文解字』「生子免身也」)、「𩇛」(『說文解字』「汗也」)の兩字の字義はここではあてはまらない(『說文解字』「汗也。从水免聲」。『詩經』に曰う「河水洿洿」。『孟子』に曰う「汝安んぞ能く我を洿さんか」。ただ、𩇛は勉と同音であるので、右旁の「免」から勉字として「勉小子」と釋してあながち誤りとはならないのではないかと推測する。欠筆している中間の字は乃に似ているが、不明である。

「余小子」については、余と小子の間に、「余」が自らを形容する語が入る場合がある。

蔡侯申鐘には「余唯末小子」とある。

また毛公鼎には、

「司^{おと}ける余小子^{おと}彼ること弗^{おと}ければ」

「烏^{おと}虜(乎)、趨^{おと}る余小子、𩇛(𩇛)に湛^{おと}う」とある。

『詩經』大雅周頌閔予小子には

「閔^あれむ予小子、家の不造に遭^あい、嬭^あ嬭として^あ疚^あ在り」

とある。

曾侯求鐘には「嗚呼、𩇛(憂)える舍(吝)𩇛(嗣)火(小)子」とあって、毛公鼎の表現と似る。

とすれば、本器銘文の「余準□子」の「準」も、同様の表現をしていると考えられる。

今は仮に、「余勉める小子」と解しておく。

また、考えるに、加嬭の稱は、本器以外の M169 出土器物では、銅

に「加嬭行匕」とあり、銅缶には「楚王媵随仲嬭加」とある。また M169 から盗掘されたとみられる加嬭蓋四件には「加嬭之行蓋、其永用之」（『銘圖續』三七五）とある。銘文中の「加嬭」の加は私名、嬭は姓（春秋期の楚國の族姓である半字と同じ）である。通常金文中の人名は、姓が前、名が後ろにある。随仲嬭加鼎（「唯王正月初吉丁亥、楚王賡（媵）嚳（随）仲嬭加飶餼（繁、鉞）。其眉壽無替（期）、子孫永寶用之。」）の銘文中には嬭加に作るの、媵器では姓、名となっている。一方で、輿入れ後の制作にかかる本器並びに行器には加嬭となっている。仲は、曾中（仲）、姫之膺壺の中と同じく中の姫の意であろう。張叔一（「周代女子的姓氏制度」『史学集刊』一九九九年二期）は、同様の例として、

『春秋左氏傳』定公四年の「楚子取其妹季芊界我、以出」、中白盥の「中白（伯）乍（作）嬭姫旅盥用」（『集成』四三五五周晚期）、蔡侯匱の「蔡侯乍姫單賡（媵）也（匱）」（『集成』一〇一九五、西周晚期）を挙げている

黄錦前（「随仲嬭加鼎補説」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文、二〇一二年一月一九日）は、「加嬭」の年代設定を可能とする者として、王子申蓋孟の「王子申乍（作）嘉嬭蓋孟、其賈（眉）壽無替（期）、永保用之」（『集成』四六四三、春秋中期）を挙げ、この「嘉嬭」と「加嬭」を同一人物とし、また王子申を「楚共王時人、於公元前五七一年被殺」と年代設定している（『春秋左氏傳』襄公二年傳「楚公子申を右司馬とするも、多く小國の賂を受け、以て子重、子辛に偏

まる。楚人これを殺す。故書に曰う。楚その大夫公子申を殺す」。〔銘文選（六四七）は楚の昭公時代の人物とする〕。

考えるに、後代の曾侯與は楚の昭王時代の人物。曾侯與鐘の作器は、『春秋左氏傳』に拠って推し量れば、定公五年（前五〇五年）をやや下るものであり、黄錦前の説によれば、王子申並びに加嬭はおよそ六〇年前の共王時代の人物と推測できる。

烏虜（呼）𨾏公曩（早）陟、余𨾏其疆𨾏（圖）

郭長江①は、

「𨾏」字は、王子午鼎（『集成』二八一—春秋晚期）に見え、「𨾏（温）𨾏（恭）𨾏（辱）𨾏（遲）」とある。早逝した𨾏（𨾏）公とは曾侯寶であり、妻の加嬭がその境域を継続保全した。「曩」は、中山王𨾏鼎（『集成』二八四〇戦国晚期）に「むかし、虜（我）先考成王、群臣を曩（早）棄し、寡人は𨾏（幼）𨾏（童）にして未だ甬（通）智せず」（昔者、虜先考成王、曩棄群臣、寡人𨾏𨾏未甬（通）智）とあるように、早の字。早陟は早逝すること。

小新⑦は、𨾏字は、第二組編鐘中には「保」とする。𨾏は「覆」と讀むべきであり、庇護する意味とする。

陳斯鵬⑩は、

𨾏公を楚の共王とする。この編鐘の作器理由は、曾侯寶の妻加嬭の実父共王の没後、次代の康王への代替わりに伴う曾の領域保全

の継続が順調に進んだことを良しとすることである。そして、以下妻の亡父の徳を綴り、踏まえながら、今後も邦づくりに勉めようと訴えかけている（「余愬（訴）乃子加嬭」）、
という。

考えるに、鞞公は、文脈から見て、曾侯寶の前の代の曾侯の名。陳斯鵬の説は穿ちすぎであろう。

匄は、多友鼎（『集成』二八三五西周晚期）に「衣匄筍人孚」とあって、「衣匄」の匄は、『説文解字』匄字の下条に「匄或省イ」とあり、段玉裁注に「小徐本有匄無匄」という。匄は復の異体字である。皆な取り戻し回復すること。ここに言う「余匄其疆畺（圖）」は、鞞公から曾侯寶への代替わりに際して、楚に従前どおりの本領安堵と盟約の継続してもらった事であろう。或いはその確認は周王朝に對しても行われたのかもしれない。秦公鐘の例に依り、余と加嬭が連名された一文は曾侯寶と加嬭の共同声明であるとの説に従って、釋讀をすすめたい。

行_木曾邦、以_𠄎奇（我）夏

郭長江①は、「行」の後の字は釋して「相」とする。

夏立秋②は、この字の右旁は、鐘銘の「擇」「鐘」等の字の「目」旁と對比すると、目の字ではなく、疑いを存するという。

陳斯鵬⑩は、_木を柏と隸定し、伯の仮借字とする。（筆者注。鍾離

君柏簠（『銘圖續』四九四）の柏_木（人名）_𠄎）

考えるに、行伯は、『漢書』刑法志「桓公任用管仲、而國富民安。公問行伯用師之道」によれば霸道を行うこと。「夏」の字は_𠄎に作る。曾侯與鐘の_𠄎字（甌有江瀨）と對照することができる。
_𠄎字は長と釋す。

夏立秋②は、

_𠄎は図版と對比すると、其の上部の右側に一筆缺けており、「長」と釋するのは信じがたい。此の字の上部を見ると、「𠄎」に係る字かとおもわれるので、「屏」に讀むべきで、「以屏台夏」は「屏を以て華夏を衛る」の意味。
という。

考えるに、_𠄎の圖版は、_𠄎（_𠄎）のように見える。「𠄎（_𠄎）」よりも、「長（_𠄎・_𠄎）」の構成要素に近いと思われるので、ここでは「延長」を意味する「長」とする。

陳民鎮⑤は、_𠄎を其、厥（その）と釋する。

考えるに、以下の①②③において、_𠄎、_𠄎、_𠄎字を使用して、一人称の台詞「わが」とするものは、祖先、祭器、疆域に對して用いられている。

①曾侯喙編鐘

「曾公喙曰、昔在_𠄎不（丕）顯高且（祖）」

邾公桴鐘「_𠄎（我）_𠄎鍾二鎛を鑄す」（『集成』一五一春秋晚期）

戎生編鐘「戎生は曰う。辭皇祖憲公に休す」（《近出》二七）

三四）

②嬭加編鐘

「行_レ曾邦、台（以）_テ盟（我）夏」

『尚書』君爽に「惟文王尚克修和我有夏」とある。

「罍_レ豫政、乍（作）_レ 考（我） 邦蒙（家）」

「余罍（擇） 考（我） 吉金」

③曾侯與鐘

「罍悻（_レ） 吉金、自酢宗彝、吳鐘」

「用考台亨于悻（_レ） 皇桐。以愆罍鬻」

邾王義楚解「佳正月吉日丁酉、邾王義楚、余の吉金を罍び、自ら

祭錙（し）を酢り、用て皇天及び我文収を高す、永く紂（_レ）

身を保ち、子孫寶とせよ」（『集成』六五二二）

余典册卒（厥）德、毆民之抵（氏）巨。

考えるに、『春秋左氏傳』定公四年「備物、典策、官司、彝器」の楊伯峻注に「典策謂典籍簡册」とある。典册は典策と同じ。ここでは典策に記載して規範とすること。

「德」は、ここでは「王南公に譴（遣）命し、垆（酒）土に罍（罍）宅し、淮戸（夷）を君比（庇）し、江瀬（夏）に颯（臨）むこと有らしむ」という治政の徳業を継続していくための規範をいう。

「毆」は緊字。緊は（『説文解字』卷十三、糸部烏雞切）段玉裁『説文解字注』に、「段借爲語書、左傳、王室之不壞、緊伯舅是頼、民不易物、惟徳緊物。毛詩『伊可懷也』の箋に云う。伊當作緊、緊猶是也」とあるので、「緊猶是也」の「是」と解する。

民之抵（氏）巨は、王子午鼎（『集成』二八一）に「令尹子庚毆

民之所亟」とあり、「亟」の通假「極」は、法度、準則。「抵（氏）巨

（矩）」は底平器具と指金、すなわち基本。「氏巨」は根本法則である。

◎参考

「徳のありかた」を示す代表的な銘文を以下に挙げる。

①毛公鼎（『集成』二八四一西周晚期）にいう「徳」は、「皇天が

引（おい）にその徳に厭いて」して、「我有周に配した」もの。

「皇天から文武王へ」

「王若曰父厝、不（丕）顯文武、皇天引厭卒（厥）徳、配我有周。

雁（膺）受大命」

②單伯吳生鐘（『集成』八二西周晚期）にいう「懿徳」は、皇祖

烈考が先王を徠匹したのに伴い、大令を爵重したものであり、「徠

匹した」行為をいう。「皇天から文武王の臣下へ」

「單白（伯）吳生曰。不（丕）顯皇且（祖）刺（烈）考、徠匹之（先

王、爵重大令、余小子肇）帥井（型）朕（朕）皇且（祖）考懿徳、

用保奠」。

③番生簋蓋（『集成』四三二六西周晚期）にいう「元徳」は、皇祖考が廣く下にある卒（厥）孫子に啓けて、大服に勸うようにした」もの。「皇祖考から後裔へ」

「不（丕）顯皇且（祖）考、穆穆克慎卒（厥）徳、嚴才（在）上、

廣啓卒（厥）孫子于下、勸于大服、番生不敢弗帥井（型）皇且（祖）

考不（丕）杯（丕）元徳、用籩（申）鬮（紹）大令、粵（屏）王

立(位)」。)

④師飢鼎『集成』二六三〇西周中期)には、孔徳、安徳、鞅徳、刺(烈)徳、介徳、懿徳といった「徳」の名が示されている。陳斯鵬⑩は、徳を楚の共王の徳とする。

攸Ⅱ(攸攸) 駢Ⅱ

郭長江①は、

「攸、字の下に重文符號があるので、悠悠は長久、連綿として不斷の様子(筆者注。悠字の『説文解字注』に『詩經』黍離『悠悠たる蒼天』の傳に曰う『悠悠とは遠い意』。此れは悠が攸と、攸が脩と同じであることを謂う。古くは多く攸を段りて脩、長、遠とする」とある)。駢は从馬に従い羌に従う。字の下に重文符號がある。字義は不詳、駢駢は攸攸と意味が近い。」

という。

夏立秋②は、

「駢」字の右旁は羊、糸に従う。「駢」と「羨」の古音は近い。「洋(羨羨)」はまた「寛舒自在」の意味に解すべきである。『孟子』萬章上の「少しくして則洋洋焉、攸然而逝」。の趙岐注に「洋洋とは、舒緩搖尾の貌」とある。下の句中の「舒遲」もまた類似の意味である。

という。

考えるに、包山楚簡一二八「左尹與鄴公」の「羨」は羨の異体字で

(『包山楚簡』釋文) がある。

同簡に「羨陵」が見え、包山楚簡一六六・一六九「鄴陵人」と照らして、羨、鄴、鄴の同字使い分けが行われている。これは曾姬無卣壺『集成』九七一〇、戦國中期)「慮安茲漾陵」、『詩經』漢広「江の羨き」と同字であると思われる。よって本銘文の𠂔字もまた字音は羨と同じである。夏立秋の説に従い、「寛やかで舒るな」の意に解する。

余爲夫。余滅(滅) 𠂔下(舒) 𠂔(遲)

郭長江①は、

「余爲夫」は、第三、四組では「爲婦爲夫」に作る。「滅は滅と火に従う、讀みは滅、減少の意味。𠂔、讀みは顯。下𠂔は死去した歴代曾侯を指す」という。

夏立秋②は、

「滅」は「滅」字。「𠂔」は『説文・頁部』に見える。「𠂔、内頭水中也。从頁、𠂔亦聲。」𠂔は没と同じ。「滅𠂔」は「𠂔勉(へんべん)」と讀むべきである。『詩經』邶風・谷風の「𠂔勉同心」、阜陽漢簡は「𠂔(音密) 沒同心」に作る。「𠂔」の字は「𠂔」と釋すべきであり、「下𠂔」の讀みは「舒遲」とすべきである。「舒遲」の語は金文に習見、「遲」は多く「𠂔(さい)」聲の字に、「舒」は多く「𠂔」の字の表示に用いられる。「下」の古音は匣母魚部、見母魚部の「古」と通用の例がある。「𠂔」の聲旁の「害」「夫」と「古」の古音は相い近い。聲音上から看れば、「下𠂔」の讀み

は「舒遲」で問題ない。

という。

考えるに、「濶顛」は、陳喬樞『詩經四家異文攷』に「僂俛、顛勉、密勿、顛没皆以聲近通假」とある。顛没は『爾雅』釋詁に「顛没、勉也」とあり、註に「顛没、猶勉也。又莫筆切、音密」とある。「下(舒)犀(遲)」は、王孫誥鐘銘文に「怒(淑)于威義(儀)、凶(溫)孽(恭)馱遲、敗(畏)壞(忌)趕趕」とある。
夏立秋②説が妥當であると思われる。

弊(恭)敗(畏)僂公、及我大夫。罇_レ豫政、乍(作)苟(我)邦爰(家)

考えるに、『説文解字注』の「僂」(卷八・人部・直由切)には、「翳也。翳者、華蓋也。引伸爲凡覆蔽之僂。按『玉篇』僂直流切。侶也。又大到切」とある。僂公は、下文の我大夫と並列であり、曾侯を扶ける諸公子を指すとおもわれる。

「罇_レ豫(爲)政」は、蔡侯鬻鐘(『集成』二二〇春秋晚期)に「佳れ正五月初吉孟庚、蔡侯鬻は曰う。余は唯れ末少子なるも、余敢えて寧(寧)忘(荒)せず、虔しむこと有りて易(惕)たらず、楚王を瞿(瞿)右し、雀雀(かくかく)として政を豫(爲)し、天命を是れ遲(あき)らかにす」と見えるものと類似する表現。

「爰(家)」字は、爰(包山楚簡二二八)をはじめとして、楚簡に多く見える。

余鞿(擇)苟(我)吉金、玄鏐黃鈔(鑪)、用自作宗彝鈔鐘、台(以)樂好賓、嘉客、父姓(兄)及我大夫。用孝用享、受福無疆(疆)、罇(侃)其平鈔、休忠(淑)孔錙(煌)。

李建西、李延祥「銅料名稱「鏐鈔」考」(『江漢考古』二〇一〇年二期一二七頁)には、作鑄銘文中の銅材の種類及び「輝く色合い」の用例が示されている。「玄鏐黃鈔(鑪)」は、玄く美しい黄膚の銅錠。曾伯栗鐘(『集成』四六三一、春秋早期)に「余鞿其吉金黃鑪(鈔)、余用自作遊匠」とある

「罇(侃)其平鈔」の罇字について、



陳民鎮③は、

清華簡《繫年》簡一二〇「魯侯侃」が、簡一二四では「魯侯彝」につくことをあげ(簡一二〇「越公與齊侯貸、魯侯侃(彝)盟于魯稷門之外」・簡一二四「遂以齊侯貸、魯侯彝(顯)、宋公田、衛侯虔、鄭伯駘朝周王于周」)、また、郭店簡「性自命出」に「則彝(鮮)女(如)也斯喜」、上博簡に「性情論」「彝如」とあるものは、「侃如」と讀むべきである。「侃」は和樂の貌である。とする。

考えるに、「鈔」は沈兒鈔(『集成』二〇三春秋晚期)に「鈔會百生」、秦公鈔(『集成』二七〇春秋中期)に「協鈔萬民」等の使用例がある。「侃」を和樂すると釋するならば、「其の平鈔」は、和樂する対象となるはずである。

馱鐘(浙川下寺)頁二八二、『新収』四八七)に鐘を形容して「鈔

(和)平にして均(韻)は煌(かがや)かし。霽色は華の若し」と見える。

また、陳建新^⑮が挙げる、衛侯之孫書鐘〔銘三〕第二二七九に「霽(擇)余吉金、乍(作)鑿(鑄)余寶鐘、成鑿(鑄)六牘(肆)、則與其□市良是平之、 (既)穌炸(且)訃、我鐘 (既)平炸(且)湯(揚)」とあって、「穌平」は鐘の音律である。

これに従い、「羸(侃)其平穌」とは、「その音律を和楽して整える」と解しうる。また、休恚(淑)孔跄(煌)とは、「音色の善さは、はなはだ煌らかである」と解せよう。

大夫庶士、嬭Ⅱ(齋齋)趨Ⅱ(翼翼)、醜(醜)獻誓(歌)趨(舞)

郭長江^①は、「齋翼酬獻歌舞」に作る。和酬すること

夏立秋^②は、

「趨」の字は王子午鼎〔銘圖〕二四六八)に見え、「畏期(忌)趨Ⅱ(趨趨Ⅱ翼翼)。」もまた重文。「齋齋」「趨趨」はみな恭敬の意味。〔筆者注。『詩經』大雅・文王「厥猶翼翼」の毛傳「翼翼、恭敬思辭也」



とする。

考えるに、「翼翼」の例としては「小心」と繋げて、以下の例がある。

『管子』弟子職「夙興夜寐、衣帶必飾、朝益暮習、小心翼翼。」

『漢書』禮樂志「王侯秉德、其鄰翼翼。」



『詩經』大雅・大明「維此文王、小心翼翼」。烝民「令儀令色、小心翼翼」。

「歌」は郭店楚簡・窮達以時五にに作る。誓もまた字音、可に従う歌の異体字。「舞」には、走に従う「舞」(僕兒鐘、『集成』一八四春秋晚期)字があるのと同様、趨もまた舞の異体字である。

匿喜(饴)飲(飲)飮(食)。易(賜)我霽弁(終)黃耆、用受璜(介)福。其萬年母(母)改(改)、至于孫子、石(庶)保用之。

「霽弁(終)黃耆」の語を用いる曾國青銅器銘文の例としては、曾仲大父螽簋〔集成〕四二〇(西周晚期)〔隨縣均川區熊家老灣出土〕に、「唯五月既生霸庚申、曾中(仲)大父螽廼用吉攸(筮) 叔乃鷗(鑄)金、用自作(作)寶段、螽其用追孝于其皇考、用易(賜)賈(眉)壽黃耆、霽冬(終)、其邁(萬)年子子孫孫永寶用焉」がある。

夏立秋^②は、字について

「璋」字はに作り、「寶」とするのは正確でない。曾侯乙編鐘の「割」字と對比できる。この句は叔多父盤〔銘圖〕一四五三三)の「受害(介)福」に近い。『易経』晉・六二に「晉如、愁如、貞吉。受茲介福、于其王母」、象傳「受茲介福、以中正也」、『釋文』に「介、大也」とある。

という。

謝明文^⑯は、石(庶)保用之について、

俚伯篋(《山西珍貴文物檔案》一〇、六七頁、《俚金集萃》六二)の「俚伯鑿めて寶篋を作る……中略……其れ則ち福は用て百福ならんことを石う、子子孫孫其萬年永寶用、夙夜于厥宗用」を挙げ、〔筆者注。鐸部(石)は、魚部(庶)の入声〕、石はまた本来石聲に従う、庶と讀むことができる。

と言う。

訓読

佳れ王の正月初吉乙亥、曰う「白昏命を受け、禹之堵(堵)を帥(おさ)め、此こに南迓有り。余は文王の孫、穆の元子、之きて曾に邦つくる。余敢えて乍(作)魄せず、楚は既に代(代)を爲し、慮れら之れに徠匹す。我が懋(猷)を夔(愆)臧(壯)とし、大命は改(改)まる母(母)し」と。

余準(勉)小子、加嬭(嬭)曰う「烏虜(呼)。嚳(葬、共)公曩(早)に陟す。余は其の疆(疆)晁(圖)を復(復)したり、曾邦に行(行)し、台(以)て苟(我)夏を季(なが)くせん。余卒(厥)の徳を典冊し、毆(是)れ民の羝(氏)巨とせん。攸(駟)余夫と爲り。余滅(滅)一(暉)顛(勉)下(舒)辱(遲)として、儔公、及び我大夫を嚳(恭)毆(畏)す。嚳々として政を豫(爲)し、苟(我)邦家(家)を乍(作)さん」と。

余苟(我)吉金の女鏐黃鑄(鏐)なるを髡(擇)び、用て自ら宗彝(宗彝)を作る。台(以)て好賓、嘉賓、父姓(兄)及び我大夫を樂しません。用て孝し用て享し、福を受けること疆(疆)無く、其の平飴を辱

(侃)くして、休患(淑)は孔姓(焯)。大夫、庶士、嬭(嬭)して嚳(歌)趨(舞)を醜(醜)獻し、飲(飲)飢(食)を優喜(饗)す。我が需(終)黃耆を易(賜)り、用て璿(介)福を受けられんことを。其れ萬年改(改)ること母(母)く、孫子に至るまで、石(庶)之れを採用せん。

現代文

佳れは王の正月初吉乙亥のこと、(曾侯寶は)曰う「白昏は命を受けられて、禹のひらいた領域(堵)を統帥し、此の南方の迓(水涯)がある。私は文王の孫、穆(侯)の嫡子であり、遠く出て離れた曾に邦つくる。私はあえて乍(作)魄するようないでおう。楚はすでに(南方の統治者として)代(代)を爲し、慮(我)れらに之れに徠匹してきた。私の謀りごとは夔(愆)く臧(成就)されており、周王室から授かった大命は改まることはない」

私準(勉)める小子と、加嬭(嬭)は曰う「ああ、嚳公は早くに天上に陟られたが、私は其の疆域を従前どおり安堵することができた、曾の邦に政道を行い、長く我夏の領域を保とう。私は祖先の徳行を簡冊に記載し、ゆったりとした、民の行いの基本としよう。私は夫として。勤勉にまたゆつくりと、居並ぶ公子や大夫を恭い慎しみ、つとめて政を行い、我邦家をおこしていこう」。

私は、玄くかつ黄肌の良い銅材を選び、自ら宗廟の彝器、編鐘を作った。これを用いてよき賓客、父兄及び我が大夫を樂しませよう。よく享祀して、福を受けることが限らないように。その音律の平飴をなご

ませ、淑きことは孔煌として、大夫庶士は、慎みゆったりと歌舞を応酬し、宴の飲食をたのしむ。私によき終わりと長壽を賜わり、大きな福を受けられることが、萬年改まることないよう、孫子に至るまで、長くこの編鐘を用いることを願う。

(立命館大學白川静記念東洋文字文化研究所客員研究員)